鳥取県ミラ・クル・とっとり運動推進補助金交付要綱(平成28年3月28日施行)第6条第3項の規定に基づき、ミラ・クル・とっとり運動推進補助金(若者トライ型・スタートアップ型(スタート支援・ステップアップ支援))の審査に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 審查者

審査は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定審査会(ミラ・クル・とっとり運動推進 委員会補助金審査部会(以下「部会」という。)に属する委員により行う。

2 審査方法

- (1)審査は、対面(審査の実施に必要な者が一つの会場に参集して行う方法をいう。以下同じ。)、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用する方法をいう。以下同じ。)、書面(応募書類等により参集することなく審査する方法をいう。以下同じ。)のいずれかの方法により行うことができる。
- (2)審査は対面又はウェブ会議システムによる方法を基本とする。ただし、災害その他やむを得ない事情により対面又はウェブ会議システムによる審査が困難と認められる場合であって、部会長が必要と認める場合は書面審査とする。
- (3)審査では、次のとおり合議による順位付けを行う。
 - ア 対面又はウェブ会議システムで行う場合

委員は、申請書類をもとに、別表1及び別表2の審査表により部会の開催前に審査(以下「事前審査」という。)を行い、部会当日、各委員の個別評価の評価点を集計した順位を基に、合議により総合的に判断し、順位付けする。

イ 書面で行う場合

委員は、申請書類をもとに、別表1及び別表2の審査表により事前審査を行い、鳥取県地域づくり 推進部県民参画協働課(以下「事務局」という。)が各委員の個別評価の評価点を集計した順位を基 に、書面による合議により総合的に判断し順位付けする。

3 審査基準及び評価点

- (1)審査基準は別表3及び別表4のとおりとし、委員は、各審査項目に対応する審査の観点に基づき評価する。
- (2) 評価は、5点~1点の5段階とする。
- (3)審査項目に応じ、上記(2)の評価にそれぞれ別表3及び別表4に定める加重を行い、その合計点を委員の評価点とする。
- (4) 評価点は、部会終了時まで修正可能とする。

4 参考意見

応募事業の評価を行うに当たって、委員は、事務局又は当該応募事業の申請等受付を行った県の関係職員に対し参考意見を求めることができる。

5 審査に関する公正の確保等

- (1)委員は、応募者・団体(その構成員を含む。)と直接の利害関係があるときは、部会において自らその関係について申し出るものとし、他の委員の同意を得なければ、当該事業の審査に参加することができない。
- (2)上記(1)の規定により、審査する委員の数が部会の出席委員数より少なくなる応募事業については、 各委員の評価点の合計に当該部会の出席委員数を乗じたものを当該応募事業を審査する部会の委員の 数で除して得られた点数を、補正後の評価点の合計とする。

6 事業採択

- (1)補助事業の採択に当たっては、申請区分ごとに設定する県の予算額の範囲内において、部会の委員の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業を選定する。
- (2) 審議の結果、部会が必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、または事業の一部を採択することができる。
- (3) 2 (3) イにより、審査を書面の方法により行うこととした場合の事業採択は、次のとおり行う。
- ア 採択事業の選定は上記(1)によらず、申請区分ごとに設定する県の予算額の範囲内において、事前 審査による各委員の個別評価の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、評価点を集計した 順位を基に事務局において採択候補事業を選定する。
- イ 事務局は、上記アにより選定した採択候補事業を委員に報告し、委員に採択の可否等の意見(事業内容、事業の一部採択等への意見を含む。)を求めるものとする。委員から意見がなければ、採択候補事業を採択事業に選定する。ただし、委員から意見があれば当該意見を他の委員に伝達し、事前審査の評価点を修正した場合は修正後の評価点により集計した順位を基に採択事業を選定する。

7 変更承認への意見

- (1) 事務局は、変更承認申請を受理した場合は、部会に採択事業の変更の可否等の意見を求めるものとする。
- (2) 部会は、上記(1) の意見を求められた場合は、次のとおり取り扱う。
 - ア 委員は、変更承認申請書類をもとに、別表1又は別表2の審査表により個別に評価を行う。
 - イ 部会は、上記アによる各委員の個別評価の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、委 員の合議により採択事業の変更の可否への意見を取りまとめる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は部会が定める。

附則

(施行期日)

この改正は、令和5年3月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この改正は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

ミラ・クル・とっとり運動推進補助金(若者トライ型) 審査表

						審査項目	源·人 材	地域への愛着	公益性	計画の 実現性	の有効 活用	新規性		
				金	額(円)	加重	加重 ×3	×3	×2	×2	× 1	× 1		
番号	団体名	事業名	事業内容	事業費総額	交付申請額								合計	評価コメント等

ミラ・クル・とっとり運動推進補助金(スタートアップ型(スタート支援・ステップアップ支援)) 審査表

審査者:

						審査項目	地域課 題	地域資源·人材	現か見 える ネット ワーク	公益性	計画の 実現性	補助金 の有効 活用	個別項 目		
				金	額(円)	加重		× 1	× 1	×2	× 2	×2	× 3		
番号	団体名	事業名	事業内容	事業費総額	交付申請額	-	点数 (評価 A:5点、B:4点、C:3点、D:2点、E:1点)					1点)	合計	評価コメント等	

ミラ・クル・とっとり運動推進補助金(若者トライ型) 審査基準

1. 審査項目、審査の観点、加重

	審査項目	審査の観点	点数	加重		評価点
1	地域資源·人材	ア. 地域に存する固有の資源(特産品、名所、伝統文化等)に着目し、取り入れた活動である。 イ. 地域で既に活躍する、(又は潜在する)人材に着目し、取り入れた活動である。 ウ. 地域資源又は人材の活用により、事業の効果を高めることが期待される。	5	×3	=	15
2	地域への愛着	ア. よりよく、住みやすい地域に変えていこうという熱意が感じられる。 イ. 地域を支える人材の育成につながり、地域への愛着が形成・強化される活動である。	5	×3	=	15
3	公益性	ア. 活動の内容が、地域社会の持続又は地域の住民生活への 貢献につながるものである。 イ. 活動が、申請者やその関係者など一部の者だけの利益では なく、地域社会にとって利益につながるものである。 ウ. 成果がより広く地域社会のものとなるように、より多くの参加 者を募り、又は積極的に情報発信を行う活動である。	5	× 2	=	10
4	計画の実現性	ア. 計画通り活動が実施できる、無理のない計画となっている。 イ. 若者が主体的に取組を行うための体制を整えている、又は体 制整備が見込まれる。 ウ. 活動実施のための具体的な場所、手段(ツール)、スケジュー ルが示されている。 エ. 地域づくり活動への知識又は経験のある者、団体等の協力を 得ながら活動を行うことが期待できる。	5	× 2	=	10
5	補助金の有効活用	ア. 活動内容に対して、予算規模が適正な計画となっている。 イ. 活動目的の達成のために適切な支出・使途が検討された計 画となっている。 ウ. 事業規模にかかわらず、費用対効果が期待される。	5	×1	=	5
6	新規性	ア. 若者が新たに第一歩を踏み出す活動、従来の取組から規模を拡大し又は工夫を加えた活動。 イ. 県内での取組として独自性(オリジナリティ)がある。 ウ. 県内の取組として目新しさ(革新性)やチャレンジ性が感じられる。	5	×1	=	5

6項目、60点満点 60

2. 評価点、評価の観点

評価点	評価の観点
5点	審査表の内容欄に示されていることが実現されており、事業内容として申し 分ない。
4点	審査表の内容欄に示されていることがある程度実現され、事業内容として問題ない。
3点	審査表の内容欄に示されていることができていない部分もあるが、事業の 実施にあたり改善することで対応できる。
2点	審査表の内容欄に示されていることができていない部分が多く、事業内容と して効果が少ない。
1点	審査表の内容欄に示されていることができておらず、事業内容として実施が 困難かつ効果がない。

ミラ・クル・とっとり運動推進補助金(スタートアップ型(スタート支援・ステップアップ支援)審査基準

1. 審査項目、審査の観点、加重

	審査項目			審査の観点	点数	加重		評価点			
1	地域認	果題	5	×1	Ш	5					
2	地域資源・人材			ア. 地域に存する固有の資源(特産品、名所、伝統文化等)に着目し、とり入れた活動である。 イ. 地域で既に活躍する、または潜在する人材に着目し、とり入れた活動である。 ウ. 地域資源または人材の活用により、事業の効果を高めることが期待される。							
3	3 顔が見えるネットワーク			ア. 申請者がもっている、団体や個人との既存のネットワーク(つなかり、絆)を活用する活動である。 イ. 活動の効果を一層高めるため、これまでつながりのなかった団体や個人との新たなネットワークを活用する、または生み出す活動である。 ウ. 地域住民と連携をしながら行う活動である。							
4	公益性			ア. 活動の内容が、地域社会の持続または地域の住民生活にとって 貢献度が高いものである。 イ. 活動が、申請者やその関係者など一部の者だけの利益ではな く、地域社会にとって利益となるものである。 ウ. 成果がより広く地域社会のものとなるように、より多くの参加者を 募り、または積極的に情報発信を行う活動である。							
5	計画の	の実現性		ア. 申請者が主体的に取組みを行うための体制を整えている、または休制整備が確実に見込まれる。 イ. 活動実施のための具体的な場所、手段(ツール)が示され、必要なノウハウが備わった計画となっている。 ウ. 活動実施のための具体的なスケジュールが示されている。	5	× 2	Ш	10			
6	補助金	金の有効活	用	ア. 活動内容に対して、予算規模が適正な計画となっている。 イ. 活動目的の達成のために適切な支出・使途が検討された計画と なっている。 ウ. 事業規模にかかわらず、費用対効果が期待される。	5	× 2	Ш	10			
7	個別項目	スタート アップ型 (スタート 支援)	新規性	ア・ 新たに第一歩を踏み出す活動、従来の取組みから規模を拡大しまたは工夫を加えた活動もしくは衰退・存続の危機に瀕している地域の行事・伝統文化等を再興しようとする活動である。活動の開始にあたっての熱意や意欲が申請書類から感じられる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 5	×3	11	15			
		アップ型 (ステップ アップ支 援)	継続性・ 発展性・ 成長性	イ. 今後、活動が継続・充実していくための工夫や組織基盤の整備 に取り組んでいる。 ウ. 活動内容が、内容の充実や受益者の増など、今後の発展性が期 待できるものとなっている。	7項目.	60点	満点	60			

2. 評価点、評価の観点

評価点	評価の観点
5点	審査表の内容欄に示されていることが実現されており、事業内容として申し分ない
4点	審査表の内容欄に示されていることがある程度実現され、事業内容として問題ない
3点	審査表の内容欄に示されていることができていない部分もあるが、事業の実施にあたり改善することで対応できる
2点	審査表の内容欄に示されていることができていない部分が多く、事業内容として 効果が少ない
1点	審査表の内容欄に示されていることができておらず、事業内容として実施が困難かつ効果がない